

## CROSS B PLUS を活用した東北の食および観光情報発信事業 仕様書

### 1 委託業務の名称

CROSS B PLUS を活用した東北の食および観光情報発信事業

### 2 委託期間

契約締結の日から令和4年3月11日まで

### 3 委託業務の目的

新型コロナウイルスの感染拡大の長期化に伴い、長距離移動を伴う旅行の自粛や外食の自粛が続き、観光関連事業者や飲食事業者が大きな影響を受ける中、アフターコロナを見据え、東北のゲートウェイである仙台市で東北の食や地域の魅力を体感できるイベントを実施することで、東北への関心および将来的な旅行意欲を喚起するとともに、東北の食や工芸品等の消費拡大を図る。

### 4 業務内容

#### (1) 東北の食および観光情報を発信するイベントの企画・実施

東北の食や地域の魅力を発信するイベントを企画、実施すること。

##### ①実施時期

- ・令和3年11月～令和4年2月末までのうち計8日間以上行うこと
- ・イベントは2回とし、それぞれ連続4日間以上行うこと
- ・日程は施設に空き状況を確認のうえ、決定すること（※）

##### 【施設連絡先】

芭蕉の辻プロジェクト事務局

TEL : 022-226-7577 E-mail : jimukyoku@bashonotsuji.com

※ 「仙台市事業の提案のため」と伝え、仮予約を行うこと。

##### ②会場

CROSS B PLUS (仙台市青葉区大町1丁目1-30 新仙台ビルディング1階)

##### ③内容

- ア 東北への関心および消費・旅行意欲を高める取組みとすること。
- イ 大型ビジョンを活用し、来場者に東北の魅力をPRすること。
- ウ 東北各県の食材を活用した飲食メニューを開発し、イベント期間中、会場カフェ厨房区画で提供すること。
- エ イベント実施に係る、会場装飾・運営スタッフ・その他必要な手配を行うこと。
- オ 8日分(4日×2回)の会場使用料として3,300,000円を計上すること。また、支払いに係る調整、手続きを行うこと。

## (2) 東北の食や工芸品等の消費拡大に繋がる取組みの実施

(1) のイベント会場や小売店での販売、EC サイトへの誘導等により、東北の食や工芸品等の消費拡大を図ること。

## (3) プロモーション

会場使用特典として受けられる次の広報サポートを最大限活用し、イベントへの誘客を促進する広報を実施すること。

広報サポート内容	①	②
河北新報朝刊 5 段カラー連合広告内 1 枠 (3 段 1/5 カラー相当)	年 1 回	年 2 回
河北ウイークリーせんだい小枠 2 枠	年 1 回	年 2 回
河北新報朝刊 5 段 1/2 モノクロ	年 1 回	—
CROOS B PLUS ウェブサイトでの告知・アーカイブ 告知： <a href="https://cross-b-plus.com/">https://cross-b-plus.com/</a> 「what's new」 アーカイブ： <a href="https://7times.news/">https://7times.news/</a> 「CROSS B PLUS NEWS」	年 2 回	
リリース配信 (東北エリア)	年 2 回	
ビル内常設ブースへのガイドブック等の設置		

※ ①か②の選択式。

## (4) その他

上記の業務に加え、本事業の目的達成に資する独自の取組みを実施すること。

## (5) 実施結果の分析及び報告書の作成

上記の業務の結果を取りまとめ分析した上で、事業報告書を作成し、指定する納入期限までに提出すること。

形式：A 4

納入期限：令和 4 年 3 月 11 日

## 5 業務実施にあたっての留意事項

本事業の実施にあたっては、随時報告し、協議しながら業務を進めること。

## 6 契約に関する条件等

### (1) 著作権に関する事項

受注者は、成果物に係る著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利について、成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

また、本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格権の主張を行わないものとする。

受注者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認及び加工の許可等について書面で確認を行うことを原則とする。

## (2) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

## (3) 個人情報の保護

受注者は、本業務に関して取扱う個人情報について、事前に発注者の了解を得た場合を除き、原則として、複写、複製しないこととする。また、本業務に関連する個人情報は、使用后速やかに処分すること。

## (4) 再委託の禁止

受注者は、本業務実施における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等について再委託することはできない。その他業務の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

## 7 その他

- (1) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。
- (2) 本業務にあたり取得した備品・設備品等については、契約終了時に使用価値及び残存価値を有する場合、発注者が所有権を放棄する場合を除き、発注者に所有権が帰属するものとする。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の状況により、発注者と受注者で協議の上、業務内容を変更する可能性がある。

【考慮する目標数値及び目指す効果目標について】

	考慮する目標数値 (アウトプット)		目指す効果目標 (アウトカム)	
	イベントの企画・実施	イベント実施回数	2回	来場者数(期間中総計)
	飲食メニュー開発数	1品	飲食売上額(税込)	100,000円
東北の食や工芸品等の消費拡大	出品数	6品	売上額(税込)	480,000円

※ 「飲食メニュー」は、東北各県1つ以上の食材を使用すること。

※ 「出品数」は、東北各県から1品以上とすること。

※ 「出品数」及び「売上額」は、イベント会場での販売実績を計上すること。